

美浦村第 7 期障がい福祉計画 第 3 期障がい児福祉計画

令和 6 年 3 月
美浦村

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨3
- 2 計画の位置づけと法的根拠5
- 3 美浦村の概況6

第2章 基本指針に定める成果目標

- 1 成果目標の設定 10

第3章 障がい福祉サービスの見込みと確保の方策

- 1 障がい福祉サービスの実績と見込み 16

第4章 障がい児福祉サービスの見込みと確保の方策

- 1 障がい児福祉サービスの実績と見込み 22

第5章 地域生活支援事業の見込み

- 1 必須事業 25
- 2 その他の事業 28

〈資料〉

審議・会議等に係る資料

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 近年の動き

国では、「障害者の権利に関する条約」に署名した平成19年9月以降、「障害者基本法」の改正（平成23年8月施行）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」の成立（一部を除き平成25年4月施行）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立（平成28年4月施行）、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の成立（平成28年5月施行）、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立（平成30年6月施行）、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年6月施行）など、国内法を整備し、障がい者施策を充実させてきました。

その後、令和3年～令和4年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正（令和6年4月1日施行）、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の成立（令和4年5月施行）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正（一部を除き令和6年4月1日施行）など、障がい者関連施策のさらなる推進がなされるとともに、令和5年3月には、共生社会の実現に向け、障がいのある方が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することを基本理念とする「第5次障害者基本計画（令和5年度～令和9年度）」が策定されました。

また、令和5年5月に示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正（令和5年こども家庭庁厚生労働省告示第1号）（以下「基本指針」という。）においては、地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行、障害児通所支援などの地域支援体制の整備などをはじめとした各項目について見直しが行われ、障がいのある方などに対する虐待の防止や障がいのある方による情報の取得・利用・意思疎通の推進、難病患者への支援の明確化などについて新たに示されています。

(2) 美浦村の状況

美浦村では、令和3年3月に「美浦村第4期障がい者計画」（計画期間：令和3年～令和8年度）を策定し、「ノーマライゼーション 地域の人々がお互いに支え合い、協力し合う地域づくり」、「リハビリテーション 一人ひとりの生活ニーズにあった支援の仕組みづくり」、「エンパワメント 障がい者が自らの能力をいかして自立した生活を送る環境づくり」を計画の理念に掲げ、障がいのある方の暮らしを支える施策を展開してきました。

また、障がい福祉サービスなどの見込量や目標値を定めた「第6期障がい福祉計画」（計画期間：令和3年～令和5年度）、障がい児通所支援などの見込量や目標値を定めた「第2期障がい児福祉計画」（計画期間：令和3年～令和5年度）を策定し、障がい福祉の向上を目指して取り組んできました。

そのような中、障がい者の人数は本村に限らず全国的に増加傾向にあり、障がいのある方やその家族などの高齢化、障がいの重度化・重複化などに起因した課題も生じてきています。

さらに、「医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加・多様化」のような新たに顕在化した課題や、「障害福祉分野に関わる人材確保・育成」のようなかねてより指摘されている課題にも応えられるよう、取組をより一層推進していくことが求められています。

(3) 計画策定の趣旨

このたび、「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」の計画期間が終了することから、新たな計画を策定します。

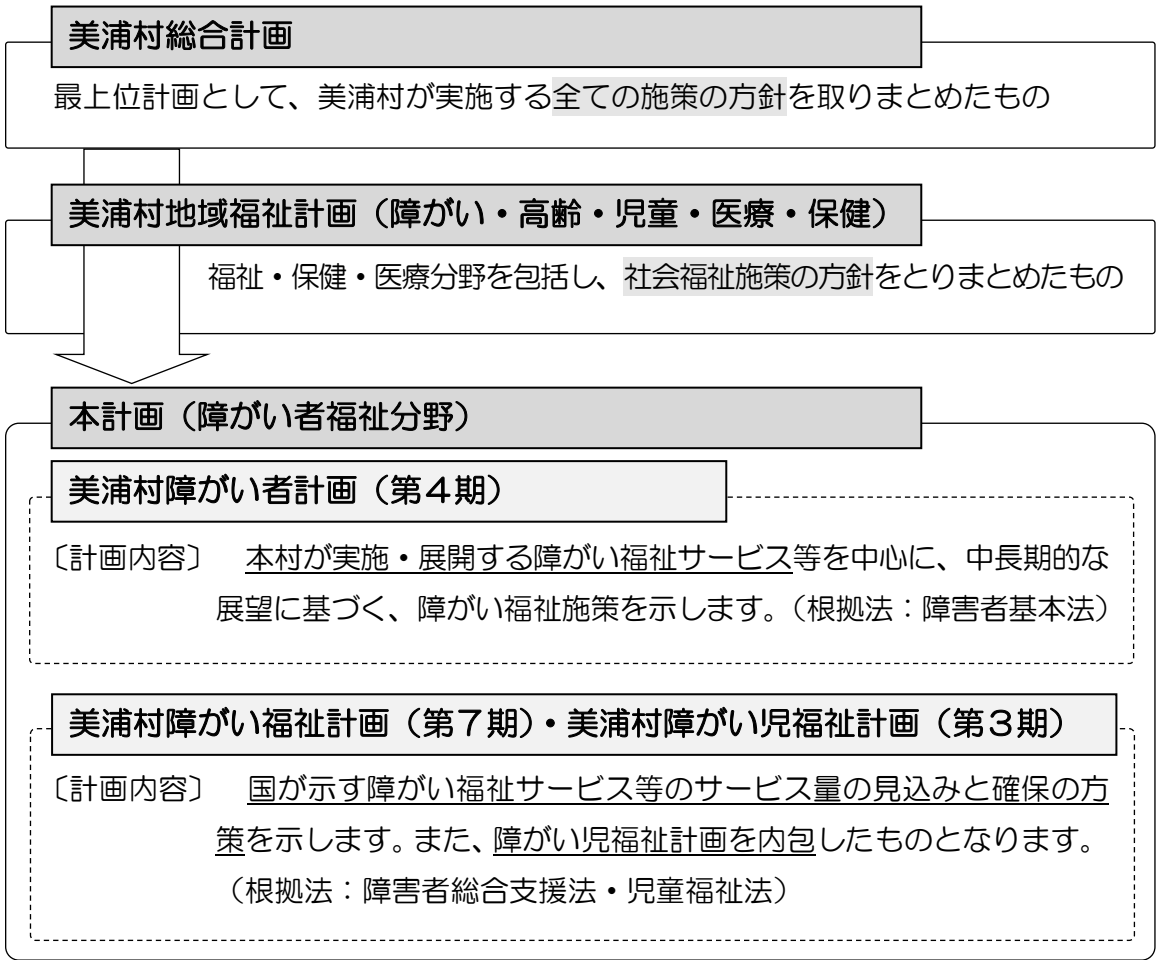
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項で定められた市町村障害福祉計画として「第7期障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項で定められた市町村障害児福祉計画として「第3期障がい児福祉計画」を一体の計画として策定します。障がい者施策の基本計画としての「美浦村障がい者計画」の実現に向けた実施計画としての性格を有しています。

基本指針に即して、地域において必要な「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障がい児通所支援」等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度末における障がい福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるものです。

2 計画の位置づけと法的根拠

(1) 上位計画及び関連計画との整合性

計画の役割（法的根拠等）及び上位計画との関係は、次のとおりとなります。美浦村総合計画及び美浦村地域福祉計画を上位計画と位置づけ、整合性を図るものとします。



(2) 計画期間

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、基本指針により3年を1期として作成することが基本とされており、本計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間としています。

	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障がい者計画	第 3 期		第 4 期						
障がい福祉計画	第 5 期		第 6 期			第 7 期			
障がい児福祉計画	第 1 期		第 2 期			第 3 期			

3 美浦村の概況

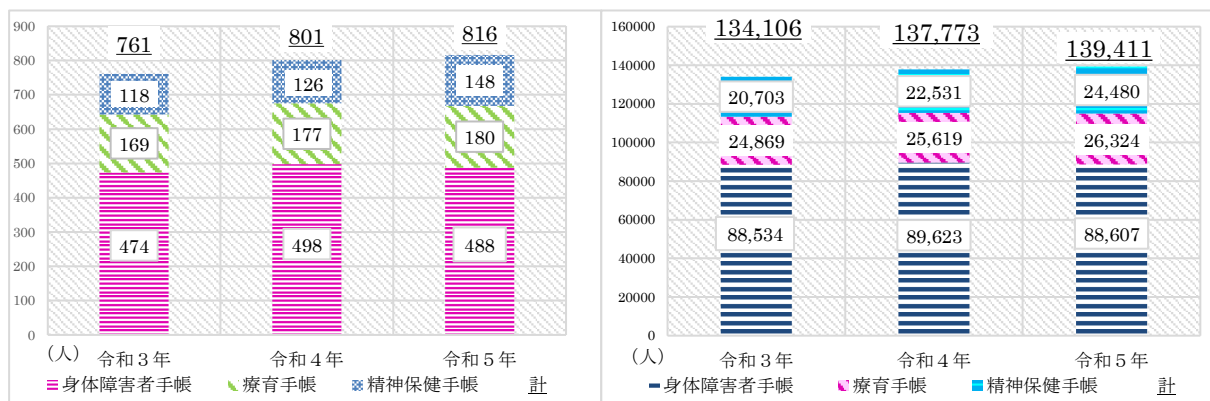
(1) 障がい者に係る統計

① 全体の状況

本村における身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は緩やかながら増加傾向にあり、構成割合としては、療育・精神の割合が微増しています。

また、県においても同様の傾向となっています。

図表-1 障害手帳種別の所持者数の推移(左:美浦村、右:茨城県)



資料:福祉介護課、茨城県(各年3月末)

図表-2 障害者手帳所持者数の本村総人口に占める割合の推移

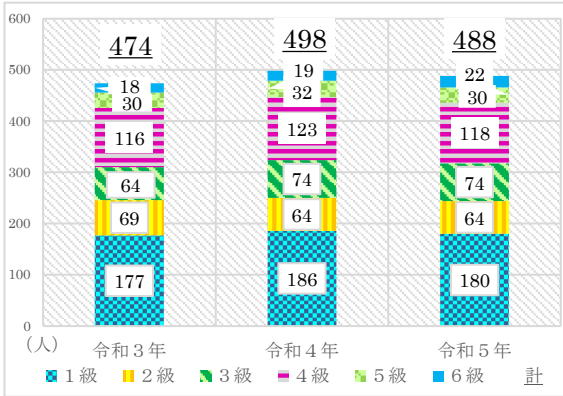
	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	14,911	14,698	14,534
手帳所持者	761	801	816
総人口に占める割合	5.1%	5.45%	5.61%
世帯	6,736	6,742	6,811

資料:住民基本台帳(各年4月1日)

② 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者の構成割合はほぼ横ばい傾向です。

図表-3 身体障害者手帳所持者数の推移



身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定められた障がい者に該当する場合に交付されます。

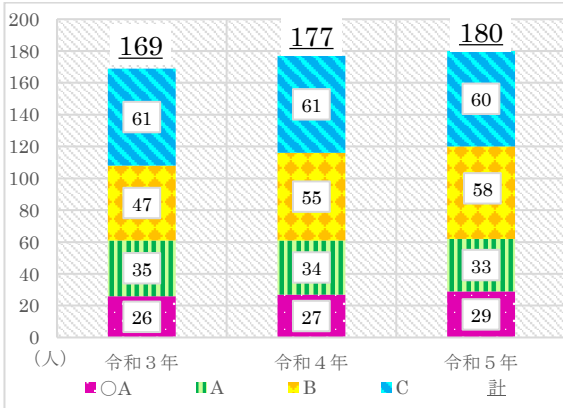
視覚障がい	1 級から 6 級
聴覚障がい	2 級から 4 級、6 級
平衡機能障がい	3 級、5 級
音声・言語・そしゃく機能障がい	3 級、4 級
肢体不自由	1 級から 6 級
内部障がい	1 級から 4 級

資料:福祉介護課(各年 3 月末)

③ 療育手帳所持者

療育手帳所持者のうち、等級別では重度 A が構成割合を下げ、最重度㊤・中度 B が増加傾向にあります。

図表-4 療育手帳所持者数の推移



療育手帳は、知的障がい者に交付されます。

- (1)療育手帳には 4 つの等級があります。㊤(A の丸囲み)最重度・A 重度・B 中度・C 軽度
- (2)等級は心理判定、医学判定、調査結果などを総合的に判断して決定します。
- (3)手帳を交付されたあと、数年後に行う再判定はある方とない方がいます。これも諸条件を勘案して決められます。

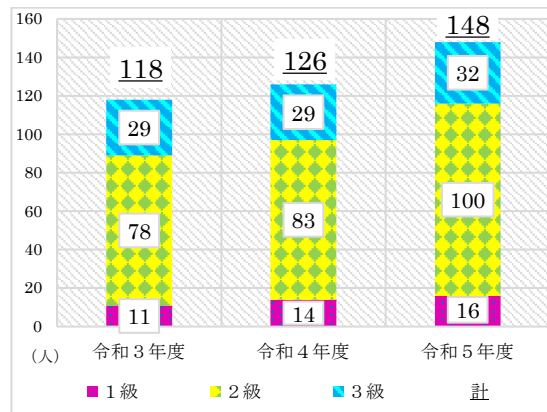
資料:福祉介護課(各年 3 月末)

第1章 計画の策定にあたって
3 美浦村の概況

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者

近年、精神障害者保健福祉手帳所持者は大きく増加傾向にあります。

図表-5 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



精神障害者保健福祉手帳は、全ての精神疾患が該当します。近年の動向では、次の対象者が増加傾向にあります。

- ・統合失調症
- ・うつ病、そううつ病などの気分障がい
- ・てんかん
- ・薬物やアルコールによる急性中毒(依存症)
- ・高次脳機能障がい
- ・発達障がい

出典:美浦村(各年3月末)

⑤ 難病等患者の状況

指定難病医療給付受給者数は、増加傾向にあります。小児慢性特定疾病医療受給者数は、減少傾向にあります。

図表-6 難病等患者数

(人)

年	人口	指定難病 特定医療費 受給者数	割合	小児慢性 特定疾病医療 受給者数	割合
令和3年	14,911	93	0.62%	15	0.1%
令和4年	14,698	113	0.77%	11	0.07%
令和5年	14,534	111	0.76%	12	0.08%

資料:人口/住民基本台帳(各年3月末現在)、受給者数/県データ(各年3月末現在)

指定難病:潰瘍性大腸炎などの対象疾病(338疾病)

小児慢性特定疾病:小児がんなど子どもの慢性特定疾病(788疾病)

⑥ 障がい児の療育・教育の状況

子育て支援センターを拠点に未就学児とその保護者を対象として実施している親子教室は実施回数・延べ参加人数ともに増加しています。発達相談・保育所等巡回相談も、実施回数・延べ参加人数ともに増加傾向にあります。

図表-7 親子教室・発達相談・保育所等巡回相談の参加人数

(回／人)

年度	親子教室		発達相談		保育所等巡回相談	
	実施回数	延べ参加人数	実施回数	延べ参加人数	実施回数	延べ参加人数
令和3年度	9	35	8	22	3	44
令和4年度	24	39	8	16	3	35
令和5年度	21	57	9	19	8	33

資料:子育て支援課、健康増進課調べ、(各年度末現在、R5年度は12月末まで)

特別支援学校への通学者数は、令和3年5月から比較すると小学部では増加、中学部は減少し、高等部では増加傾向にあります。

特別支援学級児童生徒数は、増加する学校と減少する学校があり、全体では令和3年5月から比較すると増加しています。

図表-8 特別支援学校への通学者数

(人)

年度	小学部	中学部	高等部	合計
令和3年度	6	9	10	25
令和4年度	6	7	11	24
令和5年度	7	7	11	25

資料:福祉介護課調べ(各年度5月1日現在)

図表-9 特別支援学級児童・生徒数

(人)

年度	木原小	安中小	大谷小	美浦中	合計
令和3年度	10	8	18	10	46
令和4年度	7	5	20	9	41
令和5年度	8	6	24	14	52

資料:学校教育課より(各年度5月1日現在)

第2章 基本指針に定める成果目標

1 成果目標の設定

成果目標について、国の基本方針を踏まえるとともに、本村における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。そのうち、市町村において設定する成果目標について、本計画に掲載します。なお、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取組の量については、第3章以降に定めます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

■ 国の基本指針の考え方

- ・令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- ・令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末の施設入所者数から5%以上削減する。

□ 村の考え方と目標

- ・施設入所者の地域生活への移行については、令和4年度末時点における施設入所者のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行する人数を1人以上とします。
- ・施設入所者の削減については、令和4年度末の施設入所者17人のうち、1人が地域生活へ移行することを目標とします。ただし、地域生活への移行が実施された場合でも、ほかに入所待機者がいることから、単純に施設入所者数が減るわけではないため、令和8年度末時点で、令和4年度末の入所施設利用者数を上回らないことを目標とします。

入所施設の入所者の地域生活への移行目標

令和4年度末の入所者数（A）	17人
令和8年度末の入所者数（B）	17人
【目標値】 地域生活移行者数	1人
【目標値】 削減見込（A－B）	0人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■ 国の基本指針の考え方

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上にする。
- 令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を設定する。
- 令和8年度の精神病床における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6か月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91%以上とする。

□ 村の考え方と目標

精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、保健・医療・福祉等の関係者による協議の場を自立支援協議会に位置づけました。今後は、この協議の場において精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域移行、地域定着の支援について検討を進めていくこととします。

【目標】保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回以上
【目標】保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人以上
【目標】保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回以上

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

■ 国の基本指針の考え方

- ・地域生活支援拠点等について、令和8年度末までの間に、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、コーディネーターの配置、地域生活拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築とその機能の充実のため、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討すること。
- ・令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

□ 村の考え方と目標

拠点等の整備については、面的整備型を基本とした整備を進めています。

今後は、障がいのある人の高齢化や「親亡き後」を見据えて、当事者や家族からのニーズが高い「緊急時の受け入れ・対応」や「体験の機会・場」などの機能から整備を始め、その他の機能の充実を図るとともに、年1回以上、その運用状況の検証と検討を進めていきます。

【目標】 令和8年度末までの間に地域生活支援拠点等を1つ以上確保し、その機能の充実を図るとともに年1回以上の運営状況を検証・検討します。

【目標】 強度行動障がいをもつ者に関する状況や支援ニーズの把握、支援体制の整備について検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

■ 国の基本指針の考え方

- 令和8年度中に一般就労へ移行した者の数を令和3年度実績の1.28倍以上にする。
- 令和8年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行した者の数を令和3年度実績の1.31倍以上とする。
- 令和8年度中に就労継続支援A型事業を通じて一般就労へ移行した者の数を令和3年度実績の概ね1.29倍以上とする。
- 令和8年度中に就労継続支援B型事業を通じて一般就労へ移行した者の数を令和3年度実績の概ね1.28倍以上とする。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- 就労定着支援事業の利用者を、令和3年実績の1.41倍以上とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

□ 村の考え方と目標

令和6年1月末時点で就労定着支援事業を利用しているのは、1人です。

就労定着支援事業の利用促進を図り、目標を達成できるよう努めるとともに、障害者就業・生活支援センターやハローワークなどの関係機関とも連携を図ります。

令和3年度の一般就労実績	2人
【目標値】就労移行支援事業利用から一般就労への移行者数 令和3年度実績2人 × 1.31倍	3人
【目標値】就労継続支援A型事業利用から一般就労への移行者数 令和3年度実績0人 × 概ね1.29倍	1人
【目標値】就労継続支援B型事業利用から一般就労への移行者数 令和3年度実績0人 × 概ね1.28倍	1人
【目標】一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用した者 令和3年度実績0人 × 概ね1.41倍	7割以上
【目標】就労定着率7割以上の就労定着支援事業所	全体の 2割5分 以上

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

■ 国の基本指針の考え方

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置する。
- 令和8年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援等を活用しながら障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築する。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保する。
- 令和8年度末までに、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設け、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

□ 村の考え方と目標

- 児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の体制を整備することは難しいが、身近な場所で、乳幼児期から学校卒業まで、切れ目なく効果的な支援を受けられるような支援体制の構築を目指して、健康増進課、子育て支援課、学校教育課、指導室、保育所・幼稚園等の関係機関と連携しながら進めていきます。

健康増進課における発達相談、保育所等巡回相談、親子教室などの事業を継続し、児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業の整備と同等の支援体制が図れるよう連携を密に進めていきます。

- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保
令和8年度末までに、重症心身障がい児が利用可能な児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を圏域内で少なくとも1カ所以上確保できるよう働きかけをします。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
令和8年度末までに、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように検討を行います。

（６）相談支援体制の充実・強化等

■ 国の基本指針の考え方

- ・令和８年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化や関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- ・個別事例の検討と、検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善等を行う協議会の体制を確保する。

□ 村の考え方と目標

- ・障がいの種別や各種ニーズに対応できるよう総合的・専門的な相談支援の実施に取り組みます。自立支援協議会（分科会）等において地域の課題を共有し、協議・検討をする中で人材育成の支援、相談機関や事業所との連携強化について取り組みます。

（７）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■ 国の基本指針の考え方

- ・令和８年度末までに都道府県及び各市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

□ 村の考え方と目標

- ・障がい福祉サービス等の提供体制は、多様化するとともに多くの事業所が参入しています。そのような中で利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修へ職員が積極的に参加するよう努めます。
- ・村内事業所には、自立支援協議会分科会への参加を求め、請求審査結果や県が行う指導監査結果について関係自治体や事業所と共有する体制を図ります。

第3章 障がい福祉サービスの見込みと確保の方策

1 障がい福祉サービスの実績と見込み

(1) 訪問系サービス

〔 施策の方針 〕

必要なサービス提供量を確保するために、サービス提供事業者等との連携を通じて、より効率的なサービス提供体制の整備を図ります。

サービス種類	サービス概要
居宅介護	自宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、通院時における介助など日常生活上の支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護が必要な方に、自宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時の移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に対して、外出時に同行し、必要な視覚的情報の提供、移動の援護等を行います。
行動援護	知的障がい・精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする方に、行動する際に生じる危険を回避するための支援、その他の必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、その介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

第3章 障がい福祉サービスの見込みと確保の方策
1 障がい福祉サービスの実績と見込み

〔 算出の方法 〕

第6期期間である令和3年度から令和5年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整しました。

サービス種類	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
居宅介護	人／月	10	7	3	3	4	5
	時間／月	38	25	23	23	30	37
重度訪問介護	人／月	0	0	0	0	0	1
	時間／月	0	0	0	0	0	195
同行援護	人／月	0	0	0	0	0	2
	時間／月	0	0	0	0	0	8
行動援護	人／月	0	0	1	1	1	1
	時間／月	0	0	4	4	4	4
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	0	0	0	1
	時間／月	0	0	0	0	0	10

※ 令和5年度は令和5年12月末までの集計

第3章 障がい福祉サービスの見込みと確保の方策

1 障がい福祉サービスの実績と見込み

(2) 日中活動系サービス

〔 施策の方針 〕

新規利用者のニーズを適切に把握し、利用者や利用時間数の増加が見込まれるサービスを中心に、新規事業者の参入を促進するなど、提供体制の充実を図ります。

サービス種類	サービス概要
生活介護	常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事等の介護や、創作的な活動、生産活動などの機会を提供するサービスです。
自立訓練(機能訓練)	身体障がいの方に、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練や、その他の支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的障がい・精神障がいの方に、一定期間、日常生活能力の向上のために必要な訓練や、その他の支援を行います。
宿泊型自立訓練	利用者が居室その他の設備を利用しながら、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活訓練、入浴、整容、着替えなどの支援、生活等に関する相談、助言、健康管理等を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動の支援や相談、職場の開拓など、一般就労への移行に向けた支援を行います。
就労継続支援(A型)	一般企業などに就労することが困難な方に、原則雇用契約に基づき就労機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行い、一般就労に向けて支援を行います。
就労継続支援(B型)	一般企業などに就労することが困難な方に、雇用契約なしで、就労活動や生産活動などの機会を提供しながら、必要な知識及び能力の向上のために訓練を行い、一般就労に向けて支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用し一般就労したが、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談を通して生活面の課題を把握し、指導や助言、職場等と連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする方に、医療機関等で、機能訓練、療養上の管理、看護等、必要な支援を行います。
短期入所(福祉型)(医療型)	諸事情により、自宅での生活が困難な方に、夜間も含め施設等で、生活の場の提供と、入浴、排せつ、食事の介助等の支援を行います。障害者支援施設で実施する福祉型と、病院等で実施する医療型があり、介護者のレスパイトサービス(休息)の役割も担っています。

第3章 障がい福祉サービスの見込みと確保の方策

1 障がい福祉サービスの実績と見込み

〔 算出の方法 〕

第6期期間である令和3年度から令和5年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整しました。

サービス種類	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人／月	35	36	35	36	38	40
	人日／月	702	740	690	740	760	780
自立訓練(機能訓練)	人／月	0	0	0	0	0	1
	人日／月	0	0	0	0	0	10
自立訓練(生活訓練)	人／月	3	3	2	2	2	2
	人日／月	37	58	43	50	58	67
宿泊型自立訓練	人／月	0	0	0	1	1	1
	人月	0	0	0	31	31	31
就労選択支援	人／月					検討	検討
	人日／月					検討	検討
就労移行支援	人／月	4	2	2	2	2	2
	人日／月	73	32	31	32	32	32
就労継続支援(A型)	人／月	7	9	11	14	18	23
	人日／月	128	150	180	213	252	299
就労継続支援(B型)	人／月	46	48	48	49	50	51
	人日／月	868	828	854	882	900	918
就労定着支援	人／月	3	3	1	2	2	3
療養介護	人／月	1	1	1	1	1	1
短期入所(福祉型)	人／月	6	7	9	11	13	16
	人日／月	142	115	134	198	234	288
短期入所(医療型)	人／月	0	0	0	0	0	1
	人日／月	0	0	0	0	0	10

※ 令和5年度は令和5年12月末までの集計

第3章 障がい福祉サービスの見込みと確保の方策

1 障がい福祉サービスの実績と見込み

(3) 居住支援・施設系サービス

〔 施策の方針 〕

障がい者の障がいの状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう、グループホーム及び入所施設の必要量を見込み、事業者と協力して、障がい者の住まいの確保に努めます。

サービス種類	サービス概要
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助(グループホーム)の利用者が、一人暮らしを始める時に、一定の期間にわたり定期的な訪問を行い、生活状況や体調の変化等の確認をして、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけではなく、要請があった際は、随時の対応を行います。
共同生活援助(グループホーム)	共同生活を行う住居で、主に夜間や休日において、入浴、排せつや食事等の介護、調理、洗濯や掃除等の家事、生活等に関する相談や助言、関係機関との連絡等、日常生活に必要な支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している方に、入浴・排せつ・食事の介護等や、生活等に関する相談及び助言、その他日常生活に必要な支援を行います。

〔 算出の方法 〕

第6期期間である令和3年度から令和5年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整しました。

サービス種類	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人／月	0	0	0	0	0	1
共同生活援助(グループホーム)	人／月	19	23	25	29	33	38
施設入所支援	人／月	15	17	16	17	18	19

※ 令和5年度は令和5年12月末までの集計

(4) 相談支援サービス

〔 施策の方針 〕

相談支援とは、「指定特定相談支援」及び「指定一般相談支援」から構成され、「指定一般相談支援」は、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する際の住居の確保や手続き同行等の「地域移行支援」と、地域生活移行後の連絡体制の確保や緊急時の対応等の「地域定着支援」からなります。

サービス等利用計画の作成を一層促進するため、指定特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に取り組んでいます。

また、地域相談支援体制の整備、充実を図ります

サービス種類	サービス概要
計画相談支援	障がい福祉サービス等を申請した方について、心身の状況、置かれている環境等を勘案し、サービス等利用計画を作成します。また、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリング等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している方や、精神科病院に入院している方など、地域生活へ移行するために重点的に支援を必要としている方に対し、住居の確保や地域生活への移行等について、相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障がいのある方に対し、常に連絡が取れる体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において、訪問や相談などの支援を行います。

〔 算出の方法 〕

第6期期間である令和3年度から令和5年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整しました。

サービス種類	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人／年度	136	134	127	130	133	136
地域移行支援	人／年度	0	1	1	1	1	1
地域定着支援	人／年度	1	0	0	1	1	1

※ 令和5年度は令和5年12月末までの集計

第4章 障がい児福祉サービスの見込みと確保の方策

1 障がい児福祉サービスの実績と見込み

(1) 障がい児通所支援

〔 施策の方針 〕

本村では、全ての子どもが健やかに成長するため、子育て部門、保育・教育部門、福祉部門等との連携を図り、専門的で良質かつ適切な支援が受けられるよう支援します。

サービス種類	サービス概要
児童発達支援	就学前の障がい児等に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援や治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児等に対して、放課後や夏休み等の学校休校日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで、自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等に訪問し、障がいのある児童等が集団生活に適応することができるよう、児童本人への支援の他、施設職員に対して、障がい特性に応じた支援方法や助言等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等のため、外出が著しく困難な障がい児に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導等の支援を行います。

第4章 障がい児福祉サービスの見込みと確保の方策
1 障がい児福祉サービスの実績と見込み

〔 算出の方法 〕

第2期期間である令和3年度から令和5年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整しました。

サービス種類	単位	第2期実績			第3期見込み		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
児童発達支援	人／月	13	15	14	15	16	17
	人日／月	80	105	130	166	212	270
医療型児童発達支援	人／月	0	0	0	0	0	1
	人日／月	0	0	0	0	0	8
放課後等デイサービス	人／月	22	25	25	27	29	31
	人日／月	311	372	360	387	416	448
保育所等訪問支援	人／月	0	0	0	0	0	1
	人日／月	0	0	0	0	0	8
居宅訪問型児童発達支援	人／月	0	0	0	0	0	1
	人日／月	0	0	0	0	0	8

※ 令和5年度は令和5年12月末までの集計

第4章 障がい児福祉サービスの見込みと確保の方策

1 障がい児福祉サービスの実績と見込み

(2) 障害児相談支援

〔 施策の方針 〕

障害児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連携を図ります。また、サービス等の利用状況の検証を行い、適切なサービス提供を図ります。

サービス種類	サービス概要
障害児相談支援	障がい児向けサービス等を利用する児童に対して、心身の状況や環境、利用意向等を勘案し、障害児支援利用計画を作成します。また、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリング等を行います。

〔 算出の方法 〕

第2期期間である令和3年度から令和5年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整しました。

サービス種類	単位	第2期実績			第3期見込み		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
障害児相談支援	人／年度	52	49	46	46	47	48

※ 令和5年度は令和5年12月末までの集計

第5章 地域生活支援事業の見込み

1 必須事業

(1) 地域生活支援事業

〔 施策の方針 〕

地域生活支援事業は、障害者総合支援法の事業の1つとして、障がい者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を行います。

また、本事業は、地域や利用者の実情に応じて市町村と都道府県が協力して実施する事業となっていることから、本村では、村独自の事業推進を図るとともに、県が実施する事業との連携を図ります。

なお、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付等事業、移動支援事業等、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として位置づけられています。

サービス種類	サービス概要
理解促進研修・啓発事業	地域住民を対象として、障がいのある方等に対する理解を深めるための研修や啓発活動を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある方等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある方や、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組や活動を支援します。
障害者相談支援事業 基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業は、障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行うとともに、障がい者が生活しやすい環境づくりを支援します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度による支援を必要とする知的・精神障がい者に対し、制度利用のための支援を行い、障がい者の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、「市民後見人」の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能の障がい等のため、意思の疎通を図ることが困難な方に、手話通訳者等の派遣を行います。
日常生活用具給付事業	在宅の障がい者等に、スローマ装具、聴覚障がい者通信装置、入浴補助用具などの日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、福祉の増進を図ります。

第5章 地域生活支援事業の見込み

1 必須事業

サービス種類	サービス概要
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術・関連知識を習得した手話奉仕員を養成するための研修等を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に、外出のための支援を行うことにより、自立生活や社会参加等を支援します。
地域活動支援センター	障がいのある方を対象に、創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、地域の実情に応じて多様な活動を行う場を設けて、地域生活支援の促進を図ります。

〔 算出の方法 〕

第6期期間である令和3年度から令和5年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整しました。

サービス種類	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
理解促進研修・啓発事業	有無	無	無	無	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	無	無	無	有	有	有
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	人／年度	1	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	有	有	有
手話通訳者派遣事業	利用者数	0	0	0	1	1	1
要約筆記者派遣事業	人／年度	0	0	0	1	1	1
日常生活用具給付事業	(合計)	446	458	375	426	438	452
介護・訓練支援用具	給付等 件数 件／年度	2	0	0	1	1	1
自立生活支援用具		3	1	1	1	1	1
在宅療養等支援用具		1	1	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具		1	0	1	1	1	1
排泄管理支援用具		439	456	370	421	433	447
居宅生活動作補助用具		0	0	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	人／年度	1	1	1	1	1	1
移動支援事業	人日／月	1	0	1	1	2	2
	時間／月	1	0	2	2	4	4
地域活動支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1
	人日／月	0	0	0	1	1	1

※ 令和5年度は令和5年12月末までの集計

2 その他の事業

(1) 任意事業

〔 施策の方針 〕

地域生活支援事業のうち「その他の事業」は、訪問入浴サービス、日中一時支援、自動車運転免許取得・改造助成などは市町村の裁量による任意事業となるため、本村においても独自事業として実施しています。必須事業同様に、利用者ニーズを勘案し、適宜サービス内容の検討・実施を進めています。

サービス種類	サービス概要
訪問入浴支援事業	地域における身体障がい児者の生活を支援するため、自宅や通所施設での入浴が困難な障がい児者に対して移動訪問入浴サービスを実施します。
生活訓練等事業	障がいのある方等に対して、日中活動の場の提供や、日常生活上必要な訓練、相談、地域交流を行い、社会復帰と自立等を支援します。
日中一時支援事業	一時的な見守り等の支援が必要と認められる障がいのある方に対し、日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練、その他必要な支援を行います。
レクリエーション活動等支援事業	レクリエーション活動やスポーツ大会を開催することで、障がい者等の社会参加や地域との交流の機会を提供し、活動を通して健康増進や参加者の親睦交流が深まるように支援を行います。
要約筆記奉仕員養成研修事業	手話取得の困難な中途失聴者や難聴者の方々のコミュニケーションを支援する要約筆記者を養成し、聴覚障がい者の福祉の向上を図ることを目的として実施します。
自動車運転免許取得費助成事業	身体障がいのある方が、自動車運転免許を取得するための費用について、その一部を助成します。
自動車改造費助成事業	身体障がいのある方が、就労等のために使用する自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等の一部を改造する必要がある場合、その改造に要する費用の一部を助成します。

〔 算出の方法 〕

第6期期間である令和3年度から令和5年度までの伸びを踏まえ、実績を勘案し、調整を行いました。

サービス種類	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
訪問入浴支援事業	人／年度			2	3	4	4
生活訓練等事業	人日／月	1	1	1	2	3	3
日中一時支援事業	人／月	15	12	13	13	14	14
	回／月	72	50	52	58	60	60
レクリエーション活動等支援事業	回／年度	0	1	1	1	1	1
奉仕員養成研修(要約筆記) ※奇数年開催	人／年度	0		1		2	
自動車運転免許取得費助成事業	人／年度	0	0	0	1	1	1
自動車改造費助成事業	人／年度	2	0	0	1	1	1

※ 令和5度は令和5年12月末までの集計

〈資料〉

審議・会議等に係る資料…………… 32

第1章 審議・会議等に係る資料

第1節 美浦村地域自立支援協議会設置要綱

(1) 美浦村地域自立支援協議会設置要綱

美浦村地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき村は、障がい者の生活を支え、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議を行うため、美浦村地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業を実施する事業者の中立・公平性の確保をするための運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発および改善に関すること。
- (5) 障害者基本計画及び障がい福祉計画の策定、効率的な運用、適正化及び評価に関すること。
- (6) 前号各号に掲げるもののほか、障がい福祉について村長が必要と認める事項に関すること。

2 協議会は、第1項に規定する事項のほか、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき組織される美浦村障がい者差別解消支援地域協議会として、地域における障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みに関する協議を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会の委員は、20人以内で組織するものとする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 相談支援・就労支援事業者

- (3) 障害福祉サービス事業者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 教育・雇用関係機関に属する者
- (6) 企業に属する者
- (7) 障がい当事者団体
- (8) 前各号に掲げる者のほか、村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。特定の地位又は職により委嘱又は任命された委員は、任期満了日前において当該地位又は職を失ったときは、委員の職を失うものとする。なお、この場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じ会長が召集し、会議の議長となる。

(議事の評決)

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）の趣旨を十分尊重し、会議において知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。

2 前項の規定は、その職を辞した後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、美浦村障害福祉担当課が行うものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り、定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(2) 美浦村地域自立支援協議会委員

区 分	職 名	委員氏名	備考
(1)学識経験者	社会福祉法人 明清会 ほびき園 統括サービス管理責任者	海 崎 真知子	副会長
(2)相談支援・就労支援事業者	NPO 法人自立支援ネットワーク 障害者就業・生活支援センターかすみ 事務局長	前 島 圭 一	
(3)障害福祉サービス事業者	社会福祉法人 木犀会 ケアステーション・コナン 管理者	小 畑 寿 文	
	社会福祉法人 美しの森 障害者支援施設 虹の里 相談支援室管理者	瀬 尾 紀 子	
	美浦村社会福祉協議会 事務局長	吉 田 正 己	会 長
	美浦村自立支援センター ホープ 管理者	大 浦 景 子	
(4)保健・医療関係者	医療法人 美湖会 美浦中央病院 理学療法士	鈴 木 忍	
	医療法人 精光会 みやざきホスピタル 医療相談室 室長	北 田 奈美子	
	茨城県竜ヶ崎保健所 保健指導課長	野 澤 由 美 子	
(5)教育・雇用関係機関に属する者	茨城県立美浦特別支援学校 教諭	新 堀 直 樹	
(6)企業に属する者	美浦村商工会 会長	鈴 木 秀 明	
(7)障害当事者団体	美浦村身体障害者相談員 美浦村身体障害者福祉協議会 会長	大 野 幸 一	
	美浦村知的障害者相談員	渡 邊 秀 子	
(8)村長が必要と認める者	美浦村民生委員児童委員協議会 会長	大 竹 常 雄	
	美浦村議会 議長	下 村 宏	
	美浦村議会 厚生文教常任委員会 委員長	山 崎 幸 子	
	美浦村包括支援センター 社会福祉士	伊 藤 恵 子	

(3) 議事経過

日 時	議 事
第1回 令和6年2月20日(火)10:30～ 美浦村役場 3階大会議室	(1) 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画(案)について (2) 地域生活支援拠点事業について (3) 基幹相談支援センターについて (4) 障害福祉事業所分科会の報告について
第2回 令和6年3月28日(木)13:30～ 美浦村役場 3階大会議室	(1) 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画(案)について (2) その他

美浦村第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

発 行 年 月:令和 6 年 3 月

発 行:美浦村

編 集:美浦村保健福祉部福祉介護課

所 在 地:〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1515 番地

電 話:029-885-0340(代表)

フ ァ ク ス:029-885-5933